



くらしの情報とやま



トピックス P2 10月は富山県消費者月間です!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

小学生の孫が、私のクレジットカードを無断で使用し、私のスマホからオンラインゲームで高額な利用をしていたのですが…。

相

談

小学生の孫に、たびたび私のスマートフォンを貸していました。無料のゲームで遊んでいると思っていたら、先月のクレジット会社からの請求が非常に高額で驚きました。請求明細から、孫が、私のクレジットカードを無断で使用し、高額なオンラインゲームの利用をしていたことがわかったのですが…。(70代 女性)

回

答

この相談のように、保護者がクレジットカード会社などからの請求明細を見て初めて、子どもがオンラインゲームで、高額な利用をしていることに気づくケースが多くあります。相談者には、ゲームの利用規約を確認し、ゲーム運営会社に請求の明細を確認する必要があることを助言しました。子どもがオンラインゲームを利用する際は、保護者は次のことに注意しましょう。

- 日ごろから家族でインターネットの利用について、ルールを話し合っておきましょう。
- 子どものインターネット利用状況を把握し、クレジット

カード情報等はしっかり管理しましょう。保護者の意図しないインターネット利用を防ぐためには、事業者が設けているペアレンタルコントロール^(※)やフィルタリング機能の活用が有効です。

- オンラインゲームを使う前に保護者と子どもと一緒に、料金や契約内容・解約条件等について確認しましょう。



(※)子どもが安全にインターネットを使うようWEB閲覧やアプリのダウンロード等について、保護者が機器の設定を行い安全な環境を整えること

不安に思ったり、トラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センターにお問い合わせください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」へ)

注意喚起!

自然災害をきっかけに発生する製品事故!

～備えは万全に～

台風や地震などの自然災害が発生したとき、災害そのものによる被害だけでなく、災害をきっかけに製品事故が発生することがあります。自然災害そのものの被害に製品事故が重ならないように、どのような製品事故が起きるのかを把握し、事前にいくつかの対策を講じて、少しでも事故を防ぎましょう。

【自然災害発生時の製品事故事例】

地震発生時、電気ストーブの上から物が落下してスイッチに触れ、電源が入り、周囲の可燃物が接触したこと又は放射熱で熱せられたことにより発火し周辺を焼損する事故が発生した。

【気を付けるポイント】

家具はできるだけ壁に固定してください。また、地震時に物が飛散し、そばに火元があると可燃物が接触して火災につながる場合があります。電気ストーブなどを使用する際は、棚などから離して設置し、使用しない時は電源プラグを抜いてください。

【災害後復旧時の製品事故事例】

停電復旧直後にエアコンのスイッチを入れたところ、落雷の影響で基板上の部品が損傷していたため、復旧後の通电によりショートして焼損する製品事故が発生した。

【気を付けるポイント】

落雷などで機器が損傷していた場合、コンセントを差したままにしていると、通電が再開された際に発火などに至るおそれがあります。停電の復旧前に分電盤の全てのブレーカーを切り、全ての機器などのスイッチを切った上で、プラグを持ってコンセントから抜いてください。復旧後はブレーカーを入れ、機器などのプラグを1台ずつコンセントに差し、様子を確認しながら使用してください。異音や異臭がする場合は、必ず使用を中止してください。

【非常用グッズの製品事故事例】

携帯発電機を屋内で使用していたため、排ガスにより一酸化炭素中毒に至り1名が死亡、1名が重体となる事故が発生した。

【気を付けるポイント】

携帯発電機の運転中の排ガスには、一酸化炭素が含まれています。一酸化炭素中毒により死亡するおそれがありますので、屋内では絶対に使用しないでください。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/100021.pdf>



10月は 富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、次のとおり、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

消費者啓発街頭キャンペーン

悪質商法等の消費者トラブルへの注意喚起や県民の消費者問題への関心を高めるため、令和元年10月4日（金）に富山駅で、県警や消費者団体等と連携して消費者トラブル注意喚起のチラシやポケットティッシュを配布するなど消費者啓発街頭キャンペーンを実施します。



「令和元年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「令和元年度富山県消費者大会」を開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

日 時：令和元年10月10日（木）13:15～16:15（受付開始12:30～）

会 場：富山県民共生センター サンフォルテ2Fホール（富山市湊入船町6-7）

内 容：●富山県県民生活部門功労（生活分野）表彰式

●多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育強化事業発表
（舟橋型エシカル地域推進プロジェクト実行委員会）

●大学生による児童生徒のための消費者教育モデル事業発表
（富山国際大学子ども育成学部消費生活プロジェクトチーム）

●くらしの安心ネットとやま事例発表（富山県警察本部生活安全企画課）
「特殊詐欺被害 0（ゼロ）地区運動について」

●アンケート調査結果発表（富山県消費生活研究グループ連絡協議会）
「プラスチックごみ問題ってなんだろう！
～消費者ができるプラスチックごみ削減の取組み～」

●講演 「SDGsってなに！～これからの消費者に求められるもの～」

講師 藤田 香 氏

（日経BP 日経ESG編集シニアエディター&日経ESG経営フォーラムプロデューサー、富山大学客員教授）



その他：入場無料（定員300名）

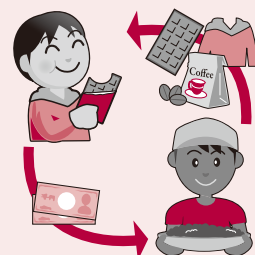
同時開催：○消費生活研究グループ活動発表展

（活動発表会〔10:00～12:00〕、生活体験・展示会〔10:00～16:15〕）

〔上市町消費者グループ市姫会、下堀グループ、粹要会、円グループ、まゆみの会、ひみ消費者グループ、ありみね会、つくしの会、となみのグループ、くらしあんしん教室、富山国際大学〕

○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介〔12:30～16:15〕

〔富山県消費者団体連絡会、富山県生活協同組合連合会（富山県生活協同組合、生活協同組合CO・OPとやま）、富山県婦人会、富山県弁護士会、日本司法支援センター富山地方事務所、とやま住まい情報ネットワーク、富山県金融広報委員会、財務省北陸財務局富山財務事務所、（独）製品評価技術基盤機構北陸支所、富山県消費生活センター〕



ご存知ですか？ 改正消費者契約法

～取り消しできる不当な勧誘行為が増えました！～

今年の6月から不当な勧誘・契約を理由として、契約の取り消し等を主張できるケースが増えました。今回はその一部をご紹介します。

このような契約・勧誘は、取り消しできる可能性があります！

デート商法等 (好意の感情の不当な利用)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら契約しなければ関係が破綻すると告げた。

例 SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買って欲しくない」と関係が続けられない」と男性から言われ契約



高齢者等が不安をあおられる (判断力の低下の不当な利用)

加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた。

例 加齢により判断力が低下した消費者に対し、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のよう生活を送ることは困難である」と告げて勧誘



契約前なのに強引に代金を請求される等 (契約締結前に債務の内容を実施等)

契約締結前に、契約による義務の全部又は一部を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にした。

例 事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断し、代金を請求した。



契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨等を告げた。

例 別の町の事業者から、マンション投資の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが、「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と告げ勧誘された。



(出典：消費者庁「不当な契約は無効です！ー早分かり！消費者契約法ー」)

契約を取り消すには期間の制限があります。

お困りの際は、早めにお近くの消費生活センター・消費生活相談窓口（4ページ参照）へご相談ください！

「とやま環境フェア2019」の開催について

エコライフの取り組みを楽しみながら見聞・体感できる「とやま環境フェア2019」が開催されます。企業や団体、行政等64団体がエコ活動を紹介したり、エコ体験ができるブースを出展するほか、SDGsかるた大会やココリコ・田中直樹さんのトークショーなど、親子で楽しめるステージイベントを行います。

多数の皆さまの参加をお待ちしております。

日時：令和元年10月5日(土) 10:00～17:00 6日(日) 10:00～16:00

場所：富山産業展示館（テクノホール）＜富山市友杉1682＞

主催：とやま環境フェア開催委員会（富山県、富山市、環境とやま県民会議、(公財)とやま環境財団）

詳しくは、(公財)とやま環境財団のホームページをご覧ください。http://www.t kz.or.jp/

光回線サービスの

電話勧誘トラブルが多く発生しています！



電話のやりとりだけでも契約が成立※することがあります。注意しましょう。
※電話での契約成立は、適切な説明がされた上で利用者からはっきりと申込みの意思表示をすることが前提です。

「今より安くなる」ということばかりが強調される、
「契約の手続きをせかさされる」、「勧誘が強引」、
「相手に不安がある」などと感じたら、

- すぐに契約しない。
- あいまいな返事をしない。
不要な勧誘はきっぱりと断る。
- 会社名などの相手の情報を確認する。
- 勧誘員の言うままにパソコンを操作しない。
- 家族や公的機関などに相談する。



契約し、契約書面も届いたけど、やっぱり解約(キャンセル)したい…。

初期契約解除制度などにより、契約直後の一定期間であれば解約が可能です。事業者にすぐ確認しましょう。万トラブルにあったら、早めに下記相談窓口にご相談ください。

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター (CiCビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111 (内334)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760 (内752)
南砺市消費生活センター (井波庁舎)	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121 (内49)
上市町 町民課	☎076-472-1111 (内103)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100 (内134)
社会福祉協議会	☎0765-83-0576

- ◆ 富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号 (富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後8時 (休日、年末年始を除く)
- ◆ 富山県消費生活センター高岡支所
高岡市赤祖父211 (高岡総合庁舎5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
【開所時間】
午前8時30分～午後5時 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- ◆ 富山県消費者協会 (富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後4時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン